

## 社会福祉法人朝日町社会福祉協議会役員の報酬に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日町社会福祉協議会の役員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報 酬)

第2条 役員に対する報酬は、別表に掲げるとおりとする。

2 役員には、その選任された月から支給の対象とし、失職、辞職、死亡によりその職を離れた場合は、その日まで報酬を支給する。

3 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

### (細 則)

第3条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、公表の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

区 分	月額報酬
会 長	10,000円